

2025年日本博覧会環境影響評価準備書に関する市長意見の履行について
「情報提供依頼」と「関連した質問」について

2022年2月9日付けで発表された標記の市長意見で掲げられている「SDGs達成への貢献」、「動物・生態系」、「植物」の内容の履行に関して、2022年3月11日に当会が提出しました「2025年日本博覧会環境影響評価準備書に関する市長意見の履行についての要望書」(以下「要望書」と言う。添付1参照。)に関しては、大阪市の「団体との協議等の打ち方に関する指針」に基づいて2022年5月11日に協議(以下「5月11日の協議」と言う。添付2参照。)を実施いたしました。

また、上記の「要望書」に関連して2022年4月7日に当会が提出しました「夢洲2区埋立て工事に係る住民監査請求書」(以下「監査請求書」と言う。)に関する「結果」が2022年5月27日に示されました。(添付3参照。)これらを踏まえて、以下の内容について「情報提供依頼」と「関連した質問」をさせて頂きます。

<「情報提供依頼」と「関連した質問」>

「監査請求書」の「結果」で述べられている次の内容の根拠について、監査委員会に情報公開を求めております。(添付4参照。)これに対して「行政委員会事務局」は、当該の監査委員会の議事録と資料については情報提供するとして頂いております。しかし、「2.」以外については、当該の部分を示す情報は、大阪市行政の関係する部門の情報になるので、そちらに情報公開請求(もしくは情報提供依頼)をして欲しいとの事でした。よって、「1.」と「3.」につきまして、情報提供を頂き、合わせて関連する質問についての回答をお願いします。

1. 公有水面埋立て許可について

- ・情報公開請求の内容(監査委員会には情報公開請求としましたが、**大阪港湾局**には情報提供依頼とさせて頂きました。)

「地盤改良工事は、夢洲に係る公有水面埋立法による埋立免許にしたがったものであり、地盤改良工事の内容が市長意見に沿った内容となっていなくても、制度上違法の問題は生じない」との事ですが、当初の埋立て目的と違ったものになっており、更に、**夢洲は大阪府レッドリスト2014において「生物多様性ホットスポット・Aランク」に指定され、大阪市生物多様性地域戦略で保全すべき場所である事がうたわれている事から、これらにどの様に配慮されて、公有水面埋立ての変更手続きがされたか**について情報公開をお願いいたします。

- ・上記に関連して、公有水面埋立て許可の変更許可に係る配慮事項について、**大阪港湾局**から、次の質問にお答えください。

公有水面埋立て許可については、2020年6月3日付けの「設計概要変更許可」において、「用途変更許可」に係る許可申請書や環境保全図書等の添付資料の準備を進めているが、資料作成に時間を要するため、「設計概要変更許可」を先行して進める記述されています。

「用途変更許可」に関しては、**大阪港港湾計画の見直しに伴う手続きが必要と考えられますが、これが何時になされたのか、この際に環境保全対策が、どの様に扱われたのか**について回答をお願いします。

回答)

(港湾局)

・夢洲は大阪府レッドリスト2014において「生物多様性ホットスポット・Aランク」に指定されていますが、当該指定事項を直接配慮した公有水面埋立ての変更手続きは行っていませんので、該当する資料はございません。

(港湾局)

・令和3年(2021年)6月23日に「用途変更許可」に係る許可申請を行い、令和3年(2021年)7月14日に許可を取得しました。その際に用途変更に伴う埋立地の利用が及ぼす影響として大気汚染、騒音、振動が挙げられ、大気質、道路交通騒音、道路交通振動の影響を予測・評価したところ、いずれの環境影響要因においても埋立地の利用による影響は軽微であり、環境保全目標を満足するものでした。

2. ウォーターワールド予定地の扱いについて

- ・監査委員会には次の様に求めています。(本件については、行政委員会事務局より情報提供して頂ける様になります。)

「市長意見は、専門委員会報告書を受けて述べられたもので、専門委員会報告書が、地盤改良工事を実施することを踏まえて作成されている以上、地盤改良工事着手前の状態で保全することを求めたものではなく、地盤改良工事が実施された後で、多様な環境を保全、または創出することを求めたものであり、今後の博覧会協会の取組に委ねられるべきものと解される」との事であります。専門委員会報告書が、地盤改良工事を実施することを踏まえているのは、ウォーターワールド南東部の地盤改良工事を実施する予定である事に限られており、その西側のウォーターワールド予定地については、言及されていないと考えられます。監査委員会の結論の根拠になっているウォーターワールド南東部の西側のウォーターワールド予定地について、地盤改良工事を実施する事を踏まえている根拠について情報公開をお願いいたします。

- ・上記に関連して、ウォーターワールド予定地について、**環境局**(大阪市環境影響評価条例の所管部門)と**大阪港湾局**(夢洲に係る大阪港港湾計画の所管部門)から、次の質問について、それぞれの立場を踏まえて頂き、連携した

回答)

(環境局)

□令和4年6月28日にメールで依頼のあった件について、本市環境影響評価専門委員会で大阪港湾局が実施する地盤改良工事が予定されていることを含めて検討したことがわかる資料を別添のとおり情報提供します。

なお、当該地盤改良工事で配慮した事項等については、大阪市監査委員からの通知(令和4年5月26日付大監第16号)14ページから15ページで確認できます。

上での回答をお願いします。

ウォーターワールド予定地の湿地やヨシ原は、大阪市の街づくり構想によれば、万博後には観光拠点になるために残される事はない事になっていると聞いております。博覧会協会に保全、創出を求めて、その後に損なわれるの

であれば、意味のない事を博覧会協会に求めている事になります。そこで、**市長意見にあるロードマップの作成に**
当たって、大阪港湾局を含めた大阪市全体と博覧会協会の連携の元に、万博以前から万博後までを含めた生きもの

の保全・創出する見通しについて回答をお願いします。

(港湾局)

□ 2025年日本国際博覧会の環境影響評価書の縦覧が開始されており、その中で、博覧会協会と本市が連携し、万博以前から万博後までを含めた生きものの保全や創出についての見通しの見解（ロードマップ）が示されています。

3. 多様な環境を保全、創出する事について

・ **情報公開請求の内容（監査委員会には情報公開請求としましたが、環境局には情報提供依頼とさせて頂きます。）**

「市長意見は、地盤改良工事が実施された後で、多様な環境を保全、または創出することを求めたものであり、今後の博覧会協会の取組に委ねられるべきものと解される」とされていますが、「地盤改良工事契約が、市長意見が博覧会協会に求める内容を不可能にするものであるならば、不当なものとなる可能性がある」ともされております。

これについて、その解釈が可能となる「**保全すべき多様な環境がその時点でそこに存在するのか**」また「**そうした創出が地盤改良後に可能なのか**」についての根拠（専門委員会において論議された内容等）について情報公開をお願いいたします。

回答)

(港湾局)

□ 住民監査請求について（通知）の「5判断」において、「本件市長意見及び本件各契約は、いずれも本市が述べ、また締結したものであるので、本件各契約が、本件市長意見が事業者に求める内容を不可能にするものであるならば、本件各契約が不当なものとなる可能性があると考えられる」とありますが、同監査による検討結果については、下記のとおりとなっています。

□ 検討の結果、「専門委員会報告書が、大阪港湾局が地盤改良工事を実施することを踏まえて作成されている以上、専門委員会報告書及び本件市長意見は、本件各工事対象区域の夢洲の水辺等を、本件各工事着手前の状態で保全することを求めたものではなく、本件各工事が実施された後で、多様な環境を保全、または創出することを求めたものであり、今後の博覧会協会の取組に委ねられるべきものと解される。従って、本件各契約は、本件市長意見と両立するのであって、その履行を不可能にするといったものであるとは認められず、本件各契約及びその経費の執行に違法不当な点は認められない。」との結論が述べられているところです。

・ 上記に関連して、多様な環境を保全、創出する事について、**環境局（大阪市環境影響評価条例の所管部門）、万博推進局（博覧会協会との連携の所管部門）そして、大阪港湾局（夢洲の公有水面埋立ての所管部門）**から、次の質問について、それぞれの立場を踏まえて頂き、連携した上での回答をお願いします。

「監査請求書」の「結果」で述べられている「地盤改良工事契約が、市長意見が博覧会協会に求める内容を不可能にするものであるならば、不当なものとなる可能性がある」事を回避するためにも、多様な環境を保全、または創出する事を担保するための補償措置として、市長意見にあるロードマップの作成等に関しては、**博覧会協会と大阪港湾局が連携して、専門家に加えて大阪自然環境保全協会ならびに日本野鳥の会大阪支部も含めた自然再生の協議の場を設置して、博覧会後も含めた計画をたてるべきであると考えますが、そうした見通しについて回答をお願いします。**

□ なお、博覧会後の計画については、夢洲1区（グリーンテラス）を基本に、環境の保全や創出について専門家の意見を聞きながら対応を検討してまいります

添付資料

1 「2025年日本博覧会環境影響評価準備書に関する市長意見の履行に関する要望書」2022年3月11日

2 「公益社団法人 大阪自然環境保全協会との協議等議事録（要旨）」2022年5月11日

3 「夢洲2区埋立て工事に係る住民監査請求書・結果」2022年5月27日

4 「大阪市等が保有する公文書の公開請求」2022年6月24日